

国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由																								
<p>本則 (委任) 第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="176 523 1010 1393"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事(総務・財務担当)</td> <td>事務局長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>部長、副部長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長</td> <td>当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>グローバルイノベーション研究院長</td> <td>グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>農学府長及び農学部長</td> <td>農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係</td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限	事務局長	部長、副部長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限	課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	グローバルイノベーション研究院長	グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係	<p>本則 (委任) 第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 523 1917 1393"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事(総務・財務担当)</td> <td>事務局長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>次長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限</td> </tr> <tr> <td>課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長</td> <td>当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>グローバルイノベーション研究院長</td> <td>グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>農学府長及び農学部長</td> <td>農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係</td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限	事務局長	次長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限	課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	グローバルイノベーション研究院長	グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係	
受任者	委任の範囲																									
理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限																									
事務局長	部長、副部長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限																									
課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																									
グローバルイノベーション研究院長	グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																									
農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係																									
受任者	委任の範囲																									
理事(総務・財務担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限																									
事務局長	次長、課長、監査室長及びコンプライアンス推進室長に対し旅行命令を発する権限																									
課長、監査室長、コンプライアンス推進室長及び地区事務部事務長	当該課、室又は地区事務部の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																									
グローバルイノベーション研究院長	グローバルイノベーション研究院(女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																									
農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務及び府中地区事務部事務長に係																									

	る旅行命令又は旅行依頼を発する権限		る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
工学府長及び工学部長	工学府又は工学部の用務及び小金井地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	工学府長及び工学部長	工学府又は工学部の用務及び小金井地区事務部事務長に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
グローバル教育院長	グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	グローバル教育院長	グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
組織運営規則第6条及び第7条に規定する学内施設の長(学術研究支援総合センター長を除く。)	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	組織運営規則第6条及び第7条に規定する学内施設の長(学術研究支援総合センター長を除く。)	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
組織運営規則第9条に規定する機構の長	当該機構の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	組織運営規則第9条に規定する機構の長	当該機構の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
FSセンター長	当該センターの用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限。ただし、外国への出張については農学部長とする。	FSセンター長	当該センターの用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限。ただし、外国への出張については農学部長とする。

機器分析施設長	当該施設の用務に係る旅行命令 又は旅行依頼を発する権限	機器分析施設長	当該施設の用務に係る旅行命令 又は旅行依頼を発する権限	
遺伝子実験施設長	当該施設の用務に係る旅行命令 又は旅行依頼を発する権限	遺伝子実験施設長	当該施設の用務に係る旅行命令 又は旅行依頼を発する権限	

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。